（土地家屋調査士法の一部改正）

第五十二条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の四第四項を削る。

第四十条の三中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第四十一条第三項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改め、同条第四項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第五十三条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項及び第九十六条の五第六項中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第九十六条の十四第六項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百三十一条の六中「第八百七十条（第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に、「第八百七十条第七号」を「第八百七十条第一項第四号」に改める。

第百四十四条の九第三項中「第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百四十四条の十第九項中「第八百七十条（第十一号」を「第八百七十条第一項（第八号」に改める。

第百四十四条の十五第二項及び第百四十四条の十六第二項中「第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百五十三条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第三百二十八条第五項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第五十四条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十九の四第四項を削る。

第十三条の二十の三中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第十三条の二十一第二項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第五十五条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の七を次のように改める。

第四十七条の七　削除

第四十七条の八第二項中「前三条」を「第四十七条の五及び第四十七条の六」に、「第四十七条の六」を「同条」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五十六条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の四を削る。

第八十八条の五第二項中「前三条」を「前二条」に、「第八十八条の三」を「前条」に改め、同条を第八十八条の四とする。

（宗教法人法の一部改正）

第五十七条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の三を次のように改める。

第五十一条の三　削除

第八十一条第三項中「裁判は」を「裁判には」に、「附した決定をもつてする」を「付さなければならない」に改め、同条第五項中「宗教法人又は第一項」を「第一項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項」に、「検察官は、同項の規定による裁判に対し」を「検察官に限り」に、「抗告は」を「この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは」に、「生ずる」を「有する」に改め、同条第七項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五十八条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「裁判は」を「裁判には」に、「付した決定をもつてする」を「付さなければならない」に改め、同条第六項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

第百三十九条の九第八項中「第八百七十条（第三号」を「第八百七十条第一項（第二号」に改める。

第百三十九条の十第二項中「第八百七十条（第十号から第十二号まで」を「第八百七十条第一項（第七号から第九号まで」に改める。

第百四十一条第三項中「第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百四十四条中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第百四十九条の三第四項、第百四十九条の八第四項及び第百四十九条の十三第四項中「第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百五十条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百六十三条中「第八百七十条」を「第八百七十条第一項」に、「第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）」を「第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に、「（第四号に係る部分に限る。）」を「（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に、「及び第八百七十六条」を「並びに第八百七十六条」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第五十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一条及び第八十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十四条及び第九十八条」に改める。